

JFIE高校生交換留学プログラム申込条件

1. プログラム契約

- このプログラムは、特定非営利活動法人日本国際交流振興会（以下JFIE）が提携する留学先国政府認証の各非営利教育団体が運営する高校生交換留学への参加申込み受付、留学準備、留学中の支援活動を行うもので、このプログラムへ参加する留学生はJFIEと留学プログラム契約を、締結することとなります。
- プログラム契約の内容・条件は本パンフレット、本プログラム申込条件書によるほか、合格時に交付する「留学の規則と処遇」「同意書」によります。
- 本プログラムの交換留学制度による現地受け入れはアメリカの場合は、USIA（米国広報文化交流庁）により認可された非営利教育法人により合衆国国務省のMutual Education and Cultural Exchange Act ならびに、米国国際教育旅行基準協議会（CSIET）の定める基準に沿い、また、その他の派遣国においては、それぞれの政府認定の非営利教育団体により、高校生間の相互理解・異文化理解促進教育の一貫として運営されています。現地での家庭生活ならびに学校教育は、その趣旨に基づいて家庭と学校から提供されるもので、JFIEあるいは現地運営団体が自ら現地での教育・生活サービスの提供を行うものではなく、実施義務を負うものではありません。
- 本プログラムへの出願・手続きにあたっては、JFIEが委託する株式会社アイエスイの各支店／長期留学推進部カウンセラーが、生徒保護者の受付窓口となります。留学カウンセリング、英語試験実施、英語学習指導、渡航情報のご提供、旅行関係業務、査証代行業務、プログラム参加費用のご請求などを担当し、また、留学期間中の留守宅への連絡窓口となります。

2. 選考の申込み（出願）

- JFIEのプログラム出願時に選考試験受験料（選考料）として19,400円（税込）をお支払頂きます。
- 選考料は一切返金されません。ただし選考結果により、JFIE私費留学プログラムに出願を変更される場合は、その選考料の一部に充当できます。
- JFIEは出願者の出身・在学校に対して出願者についての問い合わせ、資料等の請求を行う場合があります。
- プログラムの申し込み
 - JFIEからの合格通知受領後1週間以内にプログラム参加費用の一部として申込金30万円をお支払いいただきます。プログラム契約は、申込金を受領したときを申込受理日として成立します。
 - 申込金の30万円は査証の不交付等の特別の理由による参加お取消しの場合を除き、返金いたしません。ただし、お申込日より起算して8日を経過する日（渡航日の30日前（ピーク時）にあっては40日前）以降の日を除く。）までに契約を解除する場合はお申込金をご返金いたします。
- プログラム費用残金のお支払い

- 出発の3ヶ月前以降弊社が指定する時期迄にプログラム参加費用総額のうち、更に50万円を中間金としてお支払いいただきます。
- ご出発1ヶ月前迄に、プログラム参加費用総額から申込金30万円と中間金50万円の合計80万円を差引いた金額をお支払いいただきます。
- プログラム費用について

■ 交換留学プログラム参加費用に含まれるもの

- 成田（または羽田）国際空港～留学先国空港（国際線の到着空港）往復団体特別航空運賃
- 成田（または羽田）空港使用料
- 成田（または羽田）国際空港での出国手続きアシスト費用
- 国内外のオリエンテーションプログラム費用
- ホストスクール、ホストファミリーのプレースメント費用
- 留学期間中のカウンセリング
- 定期レポート送付（回数や内容は受入団体により異なります。）
- 渡航業務手配保険費用
- 留学国事務局経費及びJFIE事務局運営費用

（特記事項）

- ニュージーランドコース（現地団体がNZIIUの方のみ）は、エイプリルキャンプ参加費用
 - ホストスクールでの授業料は原則無償ですが、プログラム費用に一部含まれる場合があります。カナダコース（英語圏）は、国情により授業料の一部をご負担いただいております。
 - 留学中のホームステイ滞在費用（滞在費、食事（平日の昼食は除く））は原則無償でホストファミリーより提供されます。
- ※滞在先国の社会事情、現地受入団体によっては、食費程度の支援金が含まれる場合があります。

■ 現地事前研修プログラム

- 現地事前研修は、希望により参加を選択する場合、及び弊会が履修を条件として交換留学参加を認める場合があります。ただし、カルチュラルアンバサダープログラム、および事前研修なしのコース設定がないプログラムは参加を必修とします。
- 現地事前研修参加費用には
 - ①期間中の滞在費、寮等の場合は滞在場所での全食事代、ホームステイの場合は、ホストファミリーにより提供される食事（条件は前掲のホームステイでの食事条件参照）
 - ②授業料、教材費、現地団体がプログラムの一部として提供する各種のアクティビティ代が含まれます。
※詳細は出発前にお渡しする日程表をご参照下さい。

■ 交換留学プログラム参加費用に含まれないもの

<出発前にお支払い頂くもの>

- 選考試験受験料19,400円（税込）→JFIE交換留学プログラム選考願書ご提出時に別途送金いただきます。
- ※出願料はJFIEの海外交換留学生を過去3年以内に受け入れていたいた学校の新入生は免除いたします。対象校名は、P30の過去派遣・受け入れ実績校名

に太字で掲載されています。

- 国内事前オリエンテーションの参加費用（交通費、宿泊費、食事代等の実費）
- バスポート、査証（ビザ）申請費用の実費、代行手数料¥22,000、但し、アメリカ・カナダのビザ代行手数料は¥25,000となります。
- ※査証関連費用は留学先国により異なりますが、査証取得時に各国大使館へ支払う申請料や、国によって必要な健康診断費用、大使館等への交通費、公証人役場での書類作成費用となります。
- ※2017年3月現在の各国大使館および官公庁発表の査証申請料実費は下記のとおりです。
 - アメリカ：申請料\$160、SEVIS:\$180
 - オーストラリア：申請料は日本国籍の場合無料、健康診断受診料概算¥21,000 ～24,000程度
 - ニュージーランド：申請料は日本国籍の場合無料、ビザ申請センター手数料：¥5,400、レントゲン検査代　カナダ：ビザ申請料C\$150、公証人役場での認証代　※イギリス：日本での査証申請は不要です。イギリス入国時に滞在許可を取得します。

- 予防接種等、受入国、受入れ教育区からの連絡により必要となる諸経費
- 海外旅行疾病・傷害保険及び医療費
- ※海外では日本国内の健康保険は利用できませんので、ご出発迄に海外旅行疾病傷害保険にご加入いただくことを推奨します。保険料は補償金額・内容により異なりますが通例15万～24万円程度です）
- <出発前/出発後/実施後に請求があるもの>
- 燃油サーチャージ、海外空港諸税
- 到着オリエンテーション地あるいは事前研修地から、ホストファミリー宅までの往復の現地国内移動費用（ご請求の基点となる現地空港・都市名は出発前にお渡りする「出発便の案内」にてご案内します。空港アシスト費用、現地空港諸税
- 事前研修無の場合で現地到着後のオリエンテーションを宿泊を伴って実施する場合の、宿泊費、食費等の実費
- 現地政府関連機関、現地運営団体等が、留学生の加入を必須とする健康保険・医療保険料等
 - 例）オーストラリア海外留学生用健康保険料（OSHC）
 - 1年間概算AUS\$480～560程度
 - ・ニュージーランド国内の学生用医療保険
 - 1年間概算NZ\$600程度
 - ・カナダ受入州、教育区が規定する医療保険加入料（BC州）
 - 1年間概算CANS900程度
 - ・アメリカ現地運営団体が加入を必須とする保険料
 - 1年間概算US\$800～900程度

- LEVY（受入れ校への施設使用料等）
- ニュージーランドの事前研修なしのコースは、現地オリエンテーションなどの費用が別途かかります。
- ニュージーランドのエイプリルキャンプ参加時の現地国内交通費（現地団体がNZIIUの方のみ。エイプリルキャンプの参加費用は交換留学プログラム参加費用に含まれます。）
- 帰国オリエンテーションの交通費、宿泊を伴う場合は宿泊費・食費等
- <留学中現地で生徒が直接支払うもの>
- 月曜～金曜の昼食代、教科書代、副教材費、資料代、課外活動費、通学費等
- ※カナダでは、登録費用として学期毎に別途150ドル～200ドル程度支払う必要があります。
- 制服代
 - ※通常、オーストラリア、ニュージーランド、イギリス、アイルランドが必要になります。
- お小遣い等個人的な経費
- ※弊会の過去参加者の例では、通例月1.5万～2万円程度
- 留学先各国受け入れ団体、事前研修運営機関が主催する旅行等への参加費、交通費

<ご出発・帰国時に参加者が直接支払うもの>

ご自宅から成田空港または羽田空港（あるいは弊会が事前に指定する出発空港）迄の往復の国内移動通費、宿泊費

4.取消料

応募者は、以下に定める取消料をお支払い頂くことにより、いつでも契約を解除することができます。
お申込み後の参加ご辞退の場合は、以下に規定のお取消し料を差引いた残額をご返金いたします。

<交換留学プログラム参加辞退の場合の取り扱い規定>

応募者の都合により参加を辞退される場合は必ず書面にて、JFIEあるいはJFIEが指定するアイエスイ各支店／留学サポートセンターあてに書面にて通知をしていただきます。この書面を受領した段階をもって、正式なお取り消しとし、以下の取消料を申し受けます。ただし、本申込条件書3（2）の規定に従い、お申込日より起算して8日を経過する日（渡航日の30日前（ピーク時にあっては40日前）以降の日を除く。）までに契約を解除する場合はお申込金をご返金いたします。
*本募集要項に記載の高校生特別留学プログラムについてもこの募集要項に定める規定が適用されます。

申込金お支払後、ご出発より起算して91日前迄のお取り消し……………30万円
ご出発より起算して90日前～61日前迄のお取り消し……プログラム参加費用の30%
ご出発より起算して60日前～31日前迄のお取り消し……プログラム参加費用の50%
ご出発より起算して30日前～4日前迄のお取り消し…………プログラム参加費用の70%
ご出発3日前以降のお取り消しの場合……………プログラム参加費用の100%

*出発後の途中帰国・離脱の場合、プログラム費用の返金はありません。

5.契約解除

JFIEは、以下に定める場合において、応募者に理由を説明して、契約を解除することがあります。契約を解除する場合の取消料は、4項取消料の規定が適用されます。

- 1) 応募者が虚偽の申告をしたとき
- 2) 病気その他の事由により応募者がプログラムを続行できないと判断したとき
- 3) 応募者又はその関係者が、他の応募者に迷惑を及ぼし、若しくはプログラムの円滑な運営を妨げたとき又はその可能性が極めて高いとき
- 4) 天災地変、戦乱又は暴動、運輸機関等の事故又は争議行為、官公庁の命令その他事業者の責に帰さない事由により、プログラムの実施が不可能になり、又は不可能になる可能性が極めて高いと判断したとき
- 5) 応募者が定められた期日までにプログラムへの参加に必要な書類を送付しなかったとき
- 6) 応募者が長期にわたり連絡不能又は所在不明となったとき
- 7) 応募者が定められた期日までに対価を支払わなかったとき
- 8) 現地団体よりプログラムからの離脱を受けた場合

6.その他

JFIEはプログラムの準備段階で実際に発生した経費および予想される経費に基づきプログラム費用を定めています。予測できない理由で経費が増加した場合、JFIEはプログラム費用を増額する事ができます。その場合、参加者とその保護者には増額の理由が通知されます。

JFIE交換留学プログラム参加規約抜粋

～以下に記載されている事項以外の詳細は出発までに交付するJFIE高校生交換留学「留学の規則と処遇」「同意書」「離脱・強制帰国についての規定」「単位認定のご確認事項」等の諸規定に記載の通りです～
参加者と保護者は、高校生交換留学プログラムの趣旨および「留学の規則と処遇」「同意書」に記載の事項に同意し、これを守り、受け入れ校/家庭の一員として常に感謝の念を忘れずまた高等学校教育課程中の高校留学生としての本分を尽くすことを自らの行動規範とすることを同意の上、プログラムに申し込みいただきます。

1. 留学決定後から留学前まで

留学決定後でも、合格の取り消し規定に抵触する事態が発生した場合は合格が取り消される場合があります。

2. プログラム趣旨に伴う了解事項

参加者と保護者は以下の事項を了解の上、プログラムにお申し込みいただきます。

- 1)プログラムの性格上、留学地区、受入れ校、受け入れ家庭の決定及び変更、プログラム運営の権限はJFIEと受け入れ団体にあり、その決定事項に従うこと。参加者と保護者がJFIEが決定した受け入れ校、家庭を拒否した場合はJFIEは別のプレース先を保証しません。
- 2)受け入れ校・家庭は営利を基本としたものではないことを理解した上で、積極的な貢献をすること。
 - ※滞在先国の社会事情、現地受入団体によっては、ホストファミリーに対し、若干の謝金を支払われる場合があります。
 - ※出発前迄に交付・説明される書面、諸規定に記載されるホームステイに関する注意事項を理解してご同意いただきます。
 - ※ペットアレルギー等の特殊な事情のためホストファミリー選定上指定がある場合は、医療機関からの証明書 の提出等別途受入団体が指定する条件付でお受けします。
- 3)留学中は日本、滞在先国の双方の法令や公的秩序に違反せず、すべての問題について、受け入れ団体担当コーディネーター及び現地スタッフ、受入れ校、受け入れ家庭の指導、留学の規則と処遇や同意書の規定に従うこと。
- 4)受け入れ団体は事前にホストファミリーオリエンテーション等を通してホストファミリーとしての十分な理解を求めます。但しこれは、日常生活の一切を常に管理監督をする事を前提としたものではありませんので、受入れ団体及びJFIEは、留学中の日常生活の中でホストファミリーの家族の、故意または過失が原因であると主張される損害や損傷に対する賠償請求に関してはいかなる法的責任も負いません。
- 5)JFIEは事前に参加者に対し、プログラムへの理解を深めるオリエンテーションを行います。留学中の参加者の一切を常に管理監督をする事を前提としたものではありませんので、留学中の参加者本人の故意や過失が原因であると主張される損害や損傷に対する賠償請求については法的責任や義務を負いません。また留学中に参加者が被った損害や賠償に関することは、すべて参加者及びその保護者の責任となります。
- 6)受入れ校での科目の設置状況は国、州、学区、あるいは学校ごとの事情により多様であるため特定の受講科目の指定はできません。また受け入れ学年の指定もできません。
- 7)受入れ校での成績、単位数、停学、退学等の措置は受入れ校あるいは現地管轄当局の指示に従っていただきます。単位認定については「単位認定のご確認事項」に定める規定に従っていただきます。必ず事前に日本在籍校の規定をご確認ください。
- 8)参加者を受入れた現地の受入校が、参加者の責により継続的な受け入れを拒否した場合、プログラムから離脱して頂く事があります。この場合、プログラム参加費用の返金はありません。
- 9)参加者を受入れたホストファミリーが、参加者の責により継続的な受け入れを拒否した場合、プログラムから離脱して頂く事があります。この場合、プログラム参加費用の返金はありません。

3. 渡航に関する規定

- ①プログラムの出発日・帰国日は派遣団体であるJFIEが受入団体と協議して決定した日に従うこと。
- ②航空運賃に関する下記の規定に従うこと。

- (1)本プログラム費用には、成田空港または羽田空港（あるいはJFIEが事前に指定する日本国内出発空港）発着の国際線往復団体特別運賃が含まれます。国際線往復団体特別運賃とは下記に記載空港間の往復の国際線運賃を指しします。
 - ※現地事前研修を受講する場合は、往路は成田空港または羽田空港（あるいはJFIEが事前に指定する日本国内出発空港）から以下に規定の空港（変更になる場合は事前にご通知するその空港）となります。カナダ：バンクーバー、オーストラリア：ブリスベン、ゴールドコースト、シドニー、ニュージーランド：オークランド、イギリス：ロンドン、アメリカ：シアトル等、受入団体指定の空港

- ※現地事前研修を受講しない場合は、往路は成田空港または羽田空港（あるいはJFIEが事前に指定する日本国内出発空港）から以下記載の国際空港までとなります。
- カナダ：バンクーバー、オーストラリア：ブリスベン、ゴールドコースト及びシドニー、ニュージーランド：オークランド、アメリカ：プレース校決定時に通知する空港、イギリス：ロンドン：プレース校決定時に通知する空港
- ※復路については、いずれも往路に使用した国際空港から成田空港または羽田空港（あるいはJFIEが指定する日本国内出発空港）まで
- ※航空会社の運航路線の廃止等の理由により往路に使用した国際空港が利用できない場合、復路は別の国際空港から帰国する場合があります。その場合、航空券を新たに購入することとなります。その際、最寄りの国際線空港までの国内区間の移動方法が変更になる。またその移動費用が往路と変わる場合がありますので予めご了承頂き、新たな金額での国内移動費をお支払頂きます。

- 2)上記の国際空港から留学先の高校がある滞り場所での留学先国内移動のための費用、また、同日乗り継ぎが出来ない場合の宿泊にかかる費用等については往路、復路ともに参加費用に含まれません。この分については、後日別途保護者への請求となります。留学先国内移動のために航空機等を利用した場合の運賃は移動時期、経路、人数、航空会社等により、同じ経路でも料金が異なる場合があります。このため往路、復路で料金が異なる場合があります。又、留学先国内の移動はアメリカ等国土の広い国にあっては、経路により乗り継ぎが必要になりますが、其の場合、生徒の安全を考慮しJFIEで乗り継ぎアシストを手配する場合があります。これらの費用は移動費用の一部として運賃とともにお支払いいただきます。

- (3)国土交通省が認可する「燃油サーチャージ」をご負担いただきます。

4. 免責事項に関する規定

プログラム参加者（以下「参加者」といいます）とその保護者は、参加者が現時点で心身ともに健康であり、現在に至るまでの重大な疾病、心神喪失、不安定な精神状態（うつ病、ひきこもり、自殺行為、拒食症、過食症及びこれに準ずる症状を含む）と大きな医療行為、治療行為に関し、JFIEならびに現地受入機関に書面で報告した内容に相違ないことを保証するとともに、以下の諸事項に同意していただきます。

- (1)重大な疾病もしくは心身喪失・不安定な精神状態（うつ病・ひきこもり・自傷行為・拒食症・過食症もしくはこれに順ずる症状を含む）等の心身の要因で入院をしたり、継続的なカウンセリング等を必要とするような状況になったときは、プログラムからの離脱及び強制帰国の対象となるとともに、離脱日にかかわらずプログラム参加費用は一切返金されず、その帰国費用を参加者（保護者）が負担すること。なお、帰国に際し、参加者の状況により、現地受入機関またはJFIEが保護者に現地までの出迎えを要請した場合には、保護者の費用負担によりこれに応じること。

- (2)プログラム参加中に、JFIE・現地受入機関・国内外の医療機関より、しかるべき医療行為を受ける必要があると判断された場合、その判断に従い、適切な医療行為を参加者（保護者）負担において受けること、その医療行為にも係わらず、プログラムへの参加あるいは継続が困難とJFIE、現地受入機関が判断した場合はその判断に従うこと。その結果、プログラム不参加あるいは離脱となった場合でも、プログラム参加費用は一切返金されないこと。

- (3)参加者が自己以外の他者、他団体(学校、ホストファミリーを含む)に対し故意又は過失により対人・対物の損害を与えた場合には、速やかにその全費用を賠償すること。

- (4)参加者が下記の諸事象に巻き込まれても、JFIE及びISAと現地受入機関に対し、その責任と賠償を求めないこと。
 - ①戦争、外国の武力行使、内乱、武装反乱、その他これに類似の事変、暴動
 - ②火災、自然現象の変化に伴う天災（地震、台風、豪雨、高潮、暴風雨、落雷などを含む）

- ③JFIE、現地受入機関に起因しない犯罪行為、事故、損害（例、航空会社に起因するもの等^{*)}

※航空会社に起因する損害事項の例：航空機の遅延や予定変更、オーバーブック等による到着時間遅延や乗り継ぎが出来ない等が発生し、あるいはそれに伴う緊急の宿泊等が発生する等の場合。

- (5)留学期間中に、現地受入機関、受入校、ホストファミリーもしくはJFIEとの間で、未払い金や立替金（例：医療費、治療費、教科書代）が生じた場合には、速やかにその支払いに応じること。
- (6)大学や日本の学校の単位認定はそれぞれの教育機関の定めるところによるためJFIE、及び現地受入機関がその責任を負うものではないこと。
- (7)査証発給の関係で止むを得ず遅れて出発する場合は、遅延相当期間のプログラム費用の差額は返金できないこと。
- (8)大使館の判断で査証（ビザ）が発給されなかった場合、JFIE及びアイエスイがその責任を負うものではないこと。